

総社市告示第 9 5 号

そうじゃ商人（あきんど）応援事業補助金交付要綱（平成 2 8 年総社市告示第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 9 月 2 5 日

総社市長 片 岡 聡 一

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。）を加える。

改 正 後	改 正 前
（定義） 第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）空き店舗 元の店舗が閉鎖してから 1 年以上、<u>（第 7 号に規定する促進区域内にある店舗にあつては、3 箇月以上）</u>が経過している店舗をいう。 （2）空き家 居住の用に供しなくなってから 1 年以上、<u>（第 7 号に規定する促進区域内にある店舗にあつては、3 箇月以上）</u>が経過している家屋をいう。 （3）～（5）略 <u>（6）総社市空家等対策計画 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号。次号において「法」という。）第 7 条第 1 項に規定する空家等対策計画として定めるものをいう。</u> <u>（7）促進区域 総社市空家等対策計画において、法第 7 条第 3 項に規定する空家等活用促進区域として設定された区域をいう。</u>	（定義） 第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）空き店舗 元の店舗が閉鎖してから 1 年以上が経過している店舗をいう。 （2）空き家 居住の用に供しなくなってから 1 年以上が経過している家屋をいう。 （3）～（5）略

附 則
この告示は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。